

知財法務の勘所Q & A（第106回）

アメリカ合衆国と欧州におけるAIと著作権をめぐる議論の最新動向

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 中崎 尚

AIと著作権：米国・EUにおける議論動向と法的コンプライアンス (2025年～2026年最新Q&A)

米国とEUのアプローチの根本的な違い

Q1 そもそも、AIと著作権の議論は何が争点になっているのですか。

A1 AIと著作権の議論は、大きく三つの層に分けると理解しやすくなります。第一に、学習段階で著作物をAIに読み込ませる行為が適法かという論点です。第二に、生成物が既存作品に似すぎていたり、元作品の市場を食ってしまったりしないかという出力段階の論点です。第三に、AIを使って作った成果物そのものに著作権が生じるのか、という権利帰属の論点です。

この三層はEUでも米国でも共通ですが、議論の進み方はかなり違います。EUは、2019年のDSM指令でテキスト・データマイニング、つまりTDMの例外を整備し、その上にAI Actを重ねて、透明性や権利保護の実務を制度として設計しようとしています。これに対して米国は、著作権法のフェアユースと人間著作者性の原則を軸に、裁判と著作権局の実務で境界線を引こうとしているのが特徴です。言い換えれば、EUは「事前のルール形成」、米国は「事後の司法判断」に重心があるのです。

Q2 現在のアメリカとEUにおけるAIと著作権をめぐる議論の全体的な方向性の違いについて教えてください。

A2 米国とEUでは、AIと著作権に対する法規制のアプローチが根本的に異なります。米国は主に「事後的な司法判断」と「フェアユース（公正利用）の法理」に依存してルールの境界線を形成しています。2025年から2026年にかけて、既存の著作権法のもとでAI企業が訴えられるケースが急増しており、裁判所が個別のケースにおいてフェアユースが成立するかどうかを判断している状況です。一方、EUは「事前規制」のハードアプローチを採っています。2025年8月に一部施行された「EU AI法（AI Act）」において、汎用AI（GPAI）モデルのプロ

バイダーに対する透明性義務や著作権コンプライアンス義務を明文化しました。EU著作権指令に基づくテキスト・データ・マイニング（TDM）のオプトアウトの仕組みとAI法を連動させることで、権利者の保護とAI開発のルールを法律で明確に定めている点が米国の動向と大きく異なります。

米国における著作権侵害訴訟の最新動向

Q3 米国におけるAI企業の学習データをめぐる著作権侵害訴訟は、2025年から2026年にかけてどのような状況ですか？

A3 2025年を通じて、米国におけるAI企業を標的とした著作権侵害訴訟は劇的に増加しました。2024年末時点では約30件であった訴訟件数は、2026年初頭までに70件以上へと倍増しています。特に注目されているのは、ニューヨーク・タイムズ（NYT）がOpenAIおよびMicrosoftを提訴した裁判など、大手メディアや作家、アーティストが生成AIの無断学習を「著作権侵害」として訴えるケースです。原告側は、自社のコンテンツがAIの学習に利用されることで、生成された出力結果が元の作品に酷似し、有料コンテンツビジネスの市場を奪っていると主張しています。2025年には、裁判所が原告の侵害主張やAI企業側のフェアユースの抗弁について、実体的な本案判断（merits-stage decisions）を下し始めるなど、法的な境界線が徐々に引かれつつあります。初期の訴訟における却下申立て（モーション・トゥ・ディスミス）の段階を過ぎ、ディスカバリー（証拠開示）やサマリー・ジャッジメント（略式判決）へと進む事案が増えているのが現在の特徴です。

訴訟の長期化とライセンス契約の拡大

Q4 米国での著作権訴訟において、AI企業側と権利者側との間で和解やパートナーシップ締結などの動きは進んでいるのでしょうか？

A4 はい、急速に進んでいます。2025年から2026年にかけての米国AI著作権訴訟において「和解とパートナーシップ」は最も大きなトレンドとなっています。訴訟による法的リスクの長期化や、著作権法上のフェアユースの成否に関する不確実性を回避するため、多くのAI開発企業が大手メディアや権利者団体と個別のライセンス契約を結ぶ道を選んでいます。法曹関係者は「AI著作権に関しては今後10年間にわたり法的な不確実性が続く」と警告しており、この先行きの不透明さが企業に和解を促す要因となっています。結果として、法廷での全面対決を続けるNYTのような企業が存在する一方で、他の多くのパブリッシャーは学習データへのアクセスを有償で提供するライセンス契約へとシフトしており、AI開発における「データの市場化」が加速しています。

米国著作権局によるAI生成物の著作権適格性の見解

Q5 米国著作権局（USCO）は、AIによって生成されたコンテンツの著作権保護についてどのような公式見解を示していますか？

A5 米国著作権局は2025年1月29日、「著作権と人工知能に関する報告書 第2部：著作権適格性（Copyright and Artificial Intelligence: Copyrightability）」を公表しました。この報告書の中で、USCOは「人間の著作者（human authorship）こそが米国における著作権保

護の基盤である」という長年の原則を再確認しています。生成AIによって「純粹に自動生成された作品」については、意味のある人間の創造的関与がないとして、著作権保護を明確に拒否しました。一方で、人間とAIが共同で作成した「AI支援著作物 (AI-assisted works)」については、人による十分な創造的寄与 (プロンプトの工夫を超えた加筆、編集、配置など) が含まれているかをケースバイケースで分析すると結論づけています。最近では、一部のビジュアルアートやソフトウェアなどにおいて、ハイブリッドな人間・AI共同作品の著作権登録が認められる事例も出てきており、クリエイティブ産業に対して実務上のガイドラインを提供しています。

EU AI法による著作権コンプライアンス義務

Q6 EUでは「AI法 (AI Act)」の著作権に関する規定が2025年に施行されたと聞きました。具体的にどのような義務がAI開発者に課されたのでしょうか？

A6 EU AI法は著作権法そのものではありませんが、生成AIをめぐる著作権秩序に大きな影響を与えています。特に重要なのは、汎用目的AI、いわゆるGPAIの提供者に対して、EUの著作権法、とりわけDSM指令4条3項の権利留保を遵守する方針を整えること、そして学習に用いたコンテンツについて十分に詳細な要約を公開することを求めた点です。

つまりEU AI法は、「どの作品を読んだのかを個別列挙せよ」とまでは直ちに言っていないものの、少なくともブラックボックスのままでは済まさないという方向を明確にしました。著作権侵害の成否を判断する以前に、権利者が自分の権利行使の入り口に立てるだけの透明性を確保しようとしているわけです。この設計は米国と対照的です。米国では訴訟の中で開示命令や証拠調べを通じて訓練データや出力の実態が争われることが多いのに対し、EUは規制法で先に透明性の足場を作ろうとしているからです。EU AI法が定める汎用目的AI (GPAI) モデルのプロバイダーに対する新たな著作権コンプライアンス義務は、2025年8月2日に施行されました。EU AI法の第53条1項(c)および(d)に基づき、GPAIプロバイダーには主に2つの強力な義務が課されています。第一に、EUの「デジタル単一市場における著作権指令 (DSM指令)」に基づく権利者の権利留保 (オプトアウト) を特定し、それを尊重するための強固な「著作権ポリシー」を導入・実施することが義務付けられました。第二に、AIモデルの学習に使用されたコンテンツに関する「十分に詳細な要約 (sufficiently detailed summary)」を作成し、一般に公開することが義務付けられています。これらの措置は、AI開発における透明性を高め、著作権者が自身の作品がAIの学習に利用されたかを追跡・確認できるようにすることを目的としています。EU AI法は、この既存のDSM指令の仕組みを強力に補完し、AI開発者が自社のクローラー等を用いてデータを収集する際、権利者の機械可読なオプトアウト宣言を技術的に確実に検知し、遵守するためのシステムを構築することを直接的な法的義務として規定しました。

学習データの詳細な要約と透明性

Q7 EU AI法で求められる「学習データの詳細な要約 (Sufficiently detailed summary)」とは、具体的にどのような実務的要件を含んでいますか？

A7 学習データの「十分に詳細な要約」は、EUのAI政策をつかさどるAI Officeが2025年7月に発行した専用のテンプレートに従って作成・公開する必要があります。この要件の核心は、モデルのトレーニングに使用されたデータセットの出所、種類、そして対象範囲を明確にすることです。これまで多くのAI企業は、競争上の優位性を保つため、または著作権リ

スクを回避するために、どのようなデータセットを使用して大規模言語モデル（LLM）を学習させたかを非公開にする傾向がありました。しかし、EU AI法のもとではこの不透明な運用は違法となります。開示された要約を通じて、著作権者は自身の保有するデータや作品が無断で学習に利用されていないかを検証する手がかりを得ることができ、必要に応じて後述する「オプトアウト」の権利を行使するための基盤情報として活用されます。

EU著作権指令のTDM例外とオプトアウト

Q8 EUでは、AIの学習と著作権の関係はどのように整理されているのでしょうか。EUの著作権指令（DSM指令）において、AIの機械学習に関連する「テキスト・データ・マイニング（TDM）例外」と「オプトアウト」の仕組みについて教えてください。

A8 EUの出発点は2019年に制定されたDSM指令です。この指令は、著作物を機械的に読み取って分析するTDMについて、二つの例外を設けました。ひとつは研究機関や文化遺産機関向けの研究目的の例外、もうひとつはより広い一般的なTDM例外です。後者については、第4条においてテキスト・データ・マイニング（TDM）のための著作物の複製を例外的に適法とする規定（TDM例外）を設けています。しかし、この例外は無条件ではありません。著作権者が機械可読な手段（ウェブサイトのメタデータやrobots.txtなど）を用いて明示的に「権利の留保（オプトアウト）」を行った場合、AI開発者はそのデータをTDMの対象として収集・学習に使用することが禁じられます。ここでEU的なのは、「全面禁止」でも「全面自由」でもなく、原則として使えるが、権利者には拒否権を与えるという中間設計を採っていることです。このためEUの議論は、AI学習一般の可否を抽象的に争うよりも、どのようなオプトアウトなら有効か、オンライン環境で権利留保をどう機械可読にするか、という実装論に向かいやすい。AIと著作権の衝突を、市場設計と情報流通設計の問題として扱っている点がEUの特徴です。

Q9 EUでは、権利者への報酬やライセンス市場の整備も議論されているのでしょうか。

A9 はい。むしろEUでは、ここが次の主戦場になっています。2025年の欧州議会調査や2026年3月の欧州議会決議は、現行のTDM例外と生成AIの実態とのあいだに法的ミスマッチがあり、透明性、オプトアウト、報酬の仕組みをさらに明確にすべきだと強く打ち出しました。2026年3月の決議では、EU市場に出るすべての生成AIにEU著作権法を適用すべきこと、学習に使われた著作物についてより詳細な透明性が必要であること、権利者が作品をAI学習から除外できること、さらに分野別の自主的集団ライセンスなど新しいライセンス市場を整備すべきことが提言されています。

ここで重要なのは、これはまだ拘束力のある法改正ではないという点です。しかし政策シグナルとしては極めて強い。EUでは、オプトアウトだけでは交渉力の弱い権利者を守れないのではないか、透明性だけでは対価回収につながらないのではないか、という問題意識が急速に強まっています。今後は「例外で許される領域」と「契約とライセンスで対価を払う領域」の線引きが、より細かく議論されるはずですが。

EU AI法の域外適用

Q10 EU AI法の規定は、EU域外（例えばアメリカや日本）でAIモデルの学習を行った企業にも適用されるのでしょうか？

A10 はい、適用されます。この点がグローバルなAIビジネスにおける最大のコンプライアンス上の課題となっています。EU AI法の規定（リサイタル106など）は、汎用目的AIモデルが「EU市場に投入（上市）される場合」または「EU域内でサービスとして提供される場合」、学習データの収集やAIのトレーニング行為自体が世界のどの管轄区域で行われたかにかかわらず、EUの著作権ルールとオプトアウト要件を遵守しなければならないと定めています。つまり、米国企業がフェアユースの認められる米国内のサーバーでデータ収集と学習を行ったとしても、そのAIモデルをEU市民向けに展開する限り、EU法の要件（学習データの要約公開やEU権利者のオプトアウト尊重）を満たす必要があります。

EUにおける最新の裁判事例と立法動向

Q11 EU域内におけるAI学習と著作権をめぐる具体的な裁判事例（ドイツのLAION訴訟など）の最新動向を教えてください。

A11 EU域内での注目すべき司法判断として、2025年12月10日に下されたドイツのハンブルク高等裁判所（控訴審）における「Kneschke対LAION e.V.」訴訟の画期的な判決があります。この事件では、ドイツ人写真家のRobert Kneschke氏が、自身の画像がAI学習用の大規模データセット（LAION-5B）の作成に無断で使用されたとして非営利団体LAIONを提訴しました。一審判決はLAION側勝訴でしたが、その根拠は「科学的研究のための例外」に限定されていました。しかし2025年末の控訴審判決では、高裁が一步踏み込み、データセットの作成行為が著作権侵害には当たらないと結論付けた上で、一般の商業目的も含むTDM例外の適用枠組みや、オプトアウトの有効性に関する基準について、控訴審レベルとして初めての実体的なガイダンスを提供しました。この判決は、EU圏内において適法なAIデータセットを構築するための具体的な法的要件を明確化するものとして高く評価されています。

英国におけるAI学習用データ利用と著作権法改正の動向

Q12 英国において、AI学習用データ利用を拡大するための、著作権法改正に向けた動きが見られるとのことですが、どのような内容ですか？

A12 英国政府はブレグジット後、同国を「世界的なAIハブ」として位置付けるための政策を推進してきました。その一環として浮上したのが、人工知能のモデル訓練を促進するための著作権法改正案です。具体的には、既存の「テキスト・データ・マイニング(TDM)例外」を大幅に拡大し、商業目的を含むあらゆるAI開発者が、権利者の事前許可や支払いなしに著作物を学習データとして利用できるようにする計画が提案されていました。この案の推進派は、より寛容なフェアユース法理を持つ米国企業と競争する上で、英国のAI企業が法的な障壁によって不利益を被るのを防ぐために不可欠な措置であると主張していました。この提案は、コンテンツホルダーがオプトアウトしない限り、AI開発企業が対価を支払えばAI学習に利用できるものの、コンテンツホルダーがオプトアウトすれば学習利用できなくなるという枠組みが検討されていました。

英国政府は2024年12月17日から2025年2月25日の期間にわたり、商業目的でのAI学習のために著作物を利用可能としつつ、権利者が権利を留保することを可能とする規定の導入等に関する政府の意見募集を行いました。この意見募集では、「現状維持」、「著作権の強化」、「TDM（テキスト・データ・マイニング）に関する例外規定の強化」、「商業目的でのAI学習のための著作物利用を可能としつつ、権利者が権利を留保することを可能とする規定の導入」の4つの選択肢が提示されました。この提案に対しては、AI開発企業とコンテンツホルダー双方から不満が出て11,000件を超える膨大な意見が殺到しました。協議の中で政府が最も有力視していたのは、「権利者によるオプトアウト権」と「透明性確保の措置」を組み合わせたTDM例外モデル（EUの枠組みに類似する手法）でした。しかし、権利者団体は「政府は英国の創造性よりも巨大IT企業を優先している」とする「MAKE IT FAIR」キャンペーンを展開し、例外規定の導入はクリエイターからテクノロジー企業への不当な価値の移転（無報酬での搾取）に当たると強く非難しました。

これらの批判を受け、英国議会上院である貴族院では、AI開発企業に対し、AIモデルのトレーニングに使用したコンテンツの開示およびスクレイピングに使用したツール（クローラー）の名称開示を義務付ける修正案が提出されました。この修正案は2025年5月、大差をつけて貴族院で可決されました。

その後も、激しい反対運動と議会からの圧力がつづいた結果、英国政府は方針を大きく転換しました。2026年3月中旬、政府はAIのモデル訓練を目的とした新たな著作権例外（TDM例外）の導入計画を正式に撤回することを発表しました。これにより、AI開発者が無断で著作物を学習に利用することを合法化する特例措置は白紙となりました。関連法に基づく法定要件として、政府は2026年3月18日までにAIと著作権に関する経済的影響評価および実体的な報告書を議会に提出する義務を負っており、この期限に合わせて「例外規定の放棄」という決定が明確に示されました。英国音楽業界（UK Music）などの業界団体は、この政府の決定を「数千人のキャンペーンによる大きな勝利」として歓迎する声明を出しています。

英国におけるこの政策決定は、AI開発における「データへのアクセス（Access）」と「権利者のコントロール（Control）」という相反する目標において、後者に重きを置いたことを意味します。TDMのオプトアウト例外を法律で明文化したEU（AI法およびDSM指令）や、フェアユースの抗弁が広く争点となる米国とは異なり、英国では既存の厳格な著作権法が維持されることとなります。結果として、英国市場でAIモデルを開発・提供する企業は、データスクレイピング等の無断学習による法的リスクが極めて高くなります。今後のコンプライアンス実務としては、技術的な例外規定に依存するのではなく、権利者（または集中管理団体）との個別かつ明示的なデータライセンス契約の締結を前提としたモデル開発体制を構築することが強く求められます。

グローバル企業の実務対応とコンプライアンス

Q13 今後、日本を含むグローバル企業がAIビジネスを展開する上で、米国とEUの法制の違いをどのように実務（コンプライアンス）に落とし込むべきでしょうか？

A13 グローバルに展開する企業は、「最も厳格な規制要件（多くの場合EU）をベースラインとした世界共通のコンプライアンス体制」を構築することが求められます。具体的には以下の対応が不可欠です。第一に、学習データ収集においてrobots.txt等の機械可読なオプトアウトシグナルを自動検知して除外するクローラーの運用体制を敷くことです。これはEU AI法で義務化されていますが、米国での訴訟リスク（フェアユース判断の不利な要素）を低

減する上でも極めて有効です。第二に、使用したデータセットのメタデータ管理を徹底し、いつでもEU当局のテンプレートに基づく「詳細な要約」を開示できるようにドキュメント化しておくことです。第三に、生成されたコンテンツについて、米国著作権局の2025年ガイドラインに則り、「純粋なAI出力」と「人間による創造的寄与」を区別して社内管理し、知財としての保護戦略を策定することです。米国の事後的な判例形成とEUの事前規制という異なるアプローチを並行してモニタリングし、技術実装に直ちに反映させるアジャイルな法務・開発連携が必須となっています。